令和５年度　リフレッシュ休暇旅行補助要項

１　対象者

令和５年度秋田県及び秋田県教育委員会の永年勤続表彰（30 年）の該当者で、リフレッシュ休暇を利用し宿泊を伴う旅行をする公立学校共済組合員及び秋田県教育関係職員互助会員（以下「組合員及び会員」という）とする。

２　補助内容

対象となる組合員及び会員１人につき 10,000 円のクーポン券により補助する。
なお、補助は在職中１回のみとする。
※共済組合・互助会どちらか一方のみ加入の場合は 5,000 円の補助とする。

３　クーポン券利用期間

永年勤続表彰の翌日から１年間とする。
（令和 5 年 11 月 25 日から令和 6 年 11 月 24 日まで）

４　補助方法

⑴　別紙、取扱旅行会社にて宿泊を伴う旅行予約申込（航空券、旅行商品、宿泊施設等）完了後、「リフレッシュ休暇旅行補助クーポン券請求書」を所属長経由で福利課へ提出する。
　※旅行代金支払日の１週間前までに提出すること。

⑵　福利課から発券された「リフレッシュ休暇旅行補助クーポン券」を代金支払い時に提出し、補助額を差し引いた代金を支払い精算する。

５　取扱旅行会社

別紙、取扱旅行会社にてクーポン券の取扱いをする。
※クーポン券の取扱いについて旅行会社窓口等で確認の上、予約申込みをすること。

６　旅行取消

クーポン券受領後、予定されている当該旅行が取り消し等になる場合、速やかに福利課及び取扱旅行会社に連絡し、クーポン券を福利課へ返却すること。

７　秋田県及び秋田県教育委員会の永年勤続表彰対象外である所属

公立学校共済組合秋田支部と秋田県教育関係職員互助会で協議の上、補助について決定する。

８　その他

⑴　<u>旅行日に平日のリフレッシュ休暇日が１日以上含まれていること。</u>

⑵　旅行代金が、補助額に満たない場合、つり銭等の返金は無いこととする。

⑶　他の団体等において、旅行経費が支給される場合は補助対象外とする（ただし、全国旅行支援など国や自治体等が主催する、新型コロナウィルス感染症の流行に伴う経済対策に基づいて実施される補助制度を除く）。

⑷　金券と同様の扱いとし、換金等は固く禁ずることとする。